平成二十八年九月九日

(1)

○道路の区域変更

指定

目 次

告

示

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

○認証食品の認証

報

○県営土地改良事業の換地計画に関する非農用地区域内に換地する土地の

公安委員会

開発行為に関する工事の完了

(三件)

公

告

○警備業法第二十三条第一項に規定する検定の実施

収用委員会

宮

○七ヶ浜海岸花渕浜事件裁決手続開始決定の更正決定

○七ヶ浜海岸花渕浜事件公示送達

告

示

○宮城県告示第七百二十八号

所支援事業者として次のとおり指定したので、 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通 同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

行

発 宮 城 県 (総務部私学文書課) 宮 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

○四五二

四〇五

四番地五十九四番地五十九日理町吉田宮前九十万日で

ービス 放課後等デイサ

M合同会社PO

九平月成

一十八 年

事

業

所 番

号

所在地の名称及び

支援の種類指定障害児通所

設置者名

指定年月日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

ページ

を次のとおり認証した

平成二十八年九月九日

○宮城県告示第七百二十九号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、

認証食品

認証食品

(食産業振興課)

(障害福祉課)

十二 一百 五 番認 号証 蔵カかめ 品 目 西條幸正 又申 請 は者 名の氏 称名 西幸水産 又製 造 は業 者 屋の 号称 十二-二 石巻市北上町十三浜字山居四 造所等の所在地

認証年月日

道

課

農村整備課 路

○宮城県告示第七百三十号 平成二十八年九月二日

建築宅地課

 $\stackrel{-}{\sim}$

三条の二第一項の規定に基づき、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十 県営土地改良事業気仙沼地区において樹立する換地計画に関し、 次

 \equiv

の従前の土地を、非農用地区域内に換地する土地として指定した。

兀 四

平成二十八年九月九日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

土地の表示

気仙沼市	市町村名
	大
	字
知最知北最	字
五. 四	地
	番
畑	地
	目
畑	用
	途
	地
	積
	m²
六二八	

○宮城県告示第七百三十一号

変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

報

平成二十八年九月九日

道路の種類 一般国道

宮城県知事

村

井

嘉

浩

道 路 名 三九八号

三 道路の区域

同郡同町尾浦字尾浦一二四番一地先まで	ら、牧鹿郡女川町尾浦字尾浦一三八番一地先か	変更の区間
後	前	前変 更 後の
三三・一〜三九・八	三四・四〜五七・八	(メートル)敷地の幅員
五四・六	五四・六	(メートル)敷地の延長

公 告

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。 〇都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域 Î

平成二十八年九月九日

地域の名称 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮

亘理郡山元町山寺字稲実五十四番

務」という。)に係る1級及び2級

宮城県知事

浩

旦理郡山元町山寺字稲実六十番地 山元いちご農園株式会社

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市 (工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域

平成二十八年九月九日

地域の名称

宮城県知事 村

井

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる 一十四番十一の一部、三十一番の一部、三十二番、 気仙沼市東八幡前十一番二の一部、二十番二、

> 三十四番、 二、十一番二地先の水の一部、二十四番十一地先 三十八番、三十九番、五十八番、 道の一部、 の水の一部、 部、七十五番の一部、七十八番の一部、 十九番二の一部、 七十二番二地先の水の一部 三十五番、三十六番一、三十六番二、 三十八番地先の水、五十八番地先の 六十番の一部、七十二番二の一 五十九番一、五 八十七番

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

気仙沼市

<u>-</u>

公 安 委 員 会

〇宮城県公安委員会告示第121号

実施する。 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する検定を次のとおり

平成28年9月9日

検定に係る警備業務の種別及び級

宮城県公安委員会委員長

相澤

海南

- (1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」とい う。) 第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒 し、防止する業務(航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業
- 業務(機械警備業務及び空港保安警備業務を除く。以下「施設警備業務」という。) に係る1級 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する
- 止する業務(雑踏の整理に係るものに限る。以下「雑踏警備業務」という。)に係る1級及び2 検定規則第1条第3号に規定する人の雑踏する場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防
- (4) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における 備業務」という。)に係る1級及び2級 負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警
- 戒し、防止する業務(以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警

6 事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「貴重品運搬警備業務」という。)に係る1級及び2 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の

2

Ξ 学科試験及び実技試験の一部

平成28年12月9日 (金) 午前9時30分から

※実技試験の一部については、施設、雑踏、交通誘導及び貴重品運搬警備業務の各2級の学科試 験合格者について実施(負傷者の救護、護身方法)

2

平成28年12月16日(金)空港保安警備業務1級及び2級

平成28年12月20日(火)交通誘導警備業務1級及び2級

平成28年12月19日(月)施設警備業務1級及び2級

平成28年12月22日(木)貴重品運搬警備業務1級及び2級 平成28年12月21日(水)雑踏警備業務1級及び2級

平成28年12月26日(月)核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級

※上記各実施日について午前9時30分から

ယ

Ξ 学科試験及び実技試験の一部

宫城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県警察本部

2

宮城県多賀城市明月2-2-1

ポリテクセンタ―宮城 多賀城実習場

受検人員

当該警備業務各種別の1級及び2級全体で50人(検定種別ごとは定員20人)

_Ω 受検対象者

当該警備業務各1級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該

 $\widehat{\Box}$

いる者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が受検申込 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けて

(3)

日において1年以上であるもの

都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

2 当該警備業務各2級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員

検定内容

に対しては、実技試験は行わない。) 当該警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験(学科試験に合格しなかった者

事前申込み

(1) 受付専用電話

受け付ける(氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の審査対象者に該当する項目につい た職長)。 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話 (022-224-7311) にて事前申込みを

なお、1回の電話での受付は1人とする

2 受付期間

から午後5時まで、最終日は午後3時まで)とする。 平成28年11月7日 (月) から同月11日 (金) までの5日間 (11月7日から10日までは午前9時

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る

受検申請手続

 ∞

事前申込みを行い予約番号を取得した方は、次により申請手続を行うこと

申請受付期間

申請書の提出先

平成28年11月14日 (月) から同月18日 (金)

までの5日間(午前9時から午後5時まで)

2

事前申込みの際に指定された警察署生活安全課で受付すること

なお、郵送による提出は受け付けないこととする。

3

檢定申請書(檢定規則別記様式第1号)

住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所を疎明する書

J

Н 属することを疎明する書面 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に 前記5-(1)-アに該当する者にあっては、検定を受けようとする警備業務2級に係る合格証

明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務 従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することが できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-(1)-アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通

- オ 前記 5-(1)-イに該当する者にあっては、1級検定受検資格認定書 1
- カ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメー
- トル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)

受検手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表66の項に基づき、

7 空港保安警備業務1級及び2級 16,000円イ 施設警備業務1級及び2級 16,000円

エ 交通誘導警備業務1級及び2級

Ţ

雑踏警備業務1級及び2級

13,000円

14,000円

核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級 16,000円

16,000円

の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

貴重品運搬警備業務1級及び2級

検定の実施に関し必要な事項 検定に係る学科試験及び実技試験

する受検票を持参すること。

9

検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付

10 사の街

検定に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話番号022-221-7171 内線3054、3055

収用委

員

슾

○宮城県収用委員会告示第十号

地所有者の住所に誤りがあったことが確認されたので、次のとおり更正する。町花渕浜字表浜二地先海浜地から同町花渕浜字浜沼地内まで)に係る裁決手続開始決定において、土平成二十八年五月二十三日付けで当委員会が行った花渕浜地区海岸改修工事(宮城県宮城郡七ヶ浜

平成二十八年九月九日

城県収用委員会

宮

佐久間 威	氏名
京都府八幡市八幡高畑一〇番地の七二	正
番六号奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺北二丁目六	誤

○宮城県収用委員会告示第十一号

2

交付を受けてください。の規定により送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上そのの規定により送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その地 七ヶ浜海岸花渕浜事件について、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項

平成二十八年九月九日

送達すべき書類

平成二十八年九月二日付け宮収第二十七号通知文

平成二十八年八月二十九日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

送達を受けるべき者

氏名及び住所不明

 $\stackrel{-}{\sim}$

氏名及び住所不明 ただし、登記名義人 亡遠藤甚藏 法定相続人 亡下山俊則の相続人

ただし、登記名義人 亡遠藤甚藏 法定相続人 亡下山英俊の相続人

宫城県収用委員

会